

# 平成26年度 日本型直接支払制度の概要

平成27年2月  
農林水産省  
生産局  
農村振興局

## 1. 日本型直接支払制度の概要

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受。
- 他方、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況。
- このため、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要。

### 制度の全体像

#### 多面的機能支払

##### 農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援します。  
※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し。

**支援対象** ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動  
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



##### 資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

**支援対象** ・水路、農道、ため池の軽微な補修  
・植栽による景観形成、ビオトープづくり  
・施設の長寿命化のための活動 等

※現行の農地・水保全管理支払を組替え・名称変更。



#### 中山間地域等直接支払

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動を支援



中山間地域

#### 環境保全型農業直接支援

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援。



緑肥の作付け

# 中山間地域等直接支払交付金の概要

## 2. 中山間地域等直接支払制度の概要 ①交付要件、交付の流れ

- 本制度は、1ha以上の農用地で5年間以上農業生産活動等を継続することを約束した協定を、市町村と締結した集落等の農業者に、県、市町村を通じて交付金を直接交付。
- 平成26年度予算においては、前年度と同額の285億円を計上。

### 交付要件

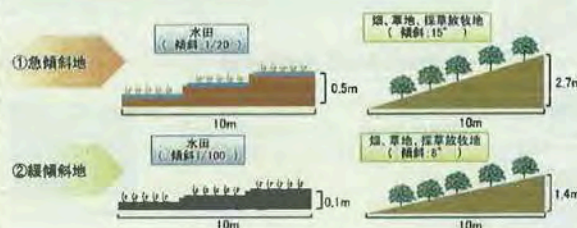
- 過疎法等地域振興8法<sup>※1</sup>で指定された条件不利地域内の傾斜農用地等<sup>※2、※3</sup>において、集落協定等に基づき5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者に対し交付。

※1 特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法

※2 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内に存在する農用地（農振農用地）を対象

※3 条件不利性を有する対象地域・農用地の条件を知事が別途指定することも可能。

### 対象農用地の例



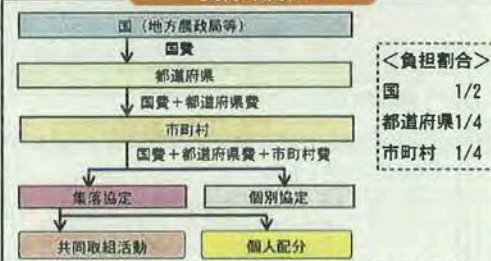
### 協定の策定と活動の流れ

- ① 協定作成  
集落の現状把握、目標、役割分担等を地域で話し合い、集落マスタープラン、活動内容、交付金の使用方法等を定めた協定を作成。
- ② 協定の認定  
作成した協定を市町村に提出し、市町村長が認定。
- ③ 活動の実施  
協定に基づき、活動を実施。
- ④ 実施状況の確認  
協定に基づく活動等の実施状況を市町村が確認。



【集落での話し合い】

### 交付の流れ



<負担割合>	
国	1/2
都道府県	1/4
市町村	1/4

※ 集落協定とは、対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者が締結する協定。個別協定とは、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間における利用権の設定等や農作農受委託契約に基づき締結する協定。



## 2. 中山間地域等直接支払制度の概要 ②集落協定の内容、交付単価等

- 5年間の活動予定として、農地の管理方法や役割分担、共同取組活動の内容等を集落協定に定めて実施。
- 協定には、農業生産活動を継続するための活動の一環として、生態系の保全に資する取組などの多面的機能を増進する活動を規定。

### ①農業生産活動を継続するための活動：基礎単価（単価の80%を交付）

農業生産活動を継続するための活動を規定

- ・農業生産活動等  
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・多面的機能を増進する活動（選択実施）  
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護



【集落共同の水路清掃】



【周辺林地の管理】



【水路の簡易補修】



【景観作物の作付】

### ②体制整備のための前向きな取組：体制整備単価（単価の100%を交付）

将来に向けて農業生産活動を継続するためのより前向きな取組を規定

- 例：機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工販売、新規就農者の確保、担い手への農地集積、集団的かつ持続可能な体制整備



【機械の共同化】



【棚田農業体験】



【地場農産物の直売】

### 主な交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畑	急傾斜(15°~)	11,500
	緩傾斜(8°~)	3,500
草地	急傾斜(15°~)	10,500
	緩傾斜(8°~)	3,000
	草地比率の高い草地 (寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜(15°~)	1,000
	緩傾斜(8°~)	300

# 多面的機能支払交付金の概要

## 1. 多面的機能支払の概要

- 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する交付金を交付。

### 対象活動

#### 農地維持支払

- 【対象活動】・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り

水路の泥上げ

ため池の草刈り

農道の路面維持

#### 資源向上支払

- 【対象活動】・地域資源の質的向上を図る共同活動
- ・水路、農道、ため池等の軽微な補修
  - ・植栽による景観形成、ビオトープづくり等
- ・施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修

農道の窪みの補修

植栽活動

ため池の外來種駆除

### 交付単価

国と地方公共団体の合計額

(単位：円/10a)

都府県	国と地方公共団体の合計額			交付単価						
	①農地維持支払	②資源向上支払** (共同活動)	①と②に取り組み場合	③資源向上支払 (共同活動)**	①、②及び③に取り組み場合**	④**	①+②+③			
国	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200	2,300	1,920	4,220	3,400	7,140
都府県	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080	1,000	480	1,480	600	1,960
専従	250	240	490	400	830	130	120	250	400	620

※1：農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、農地・水保全管理支払と同率75%単価が適用される。

※2：②の資源向上支払（共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要。

※3：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新。

※4：更に③の資源向上支払（長寿命化）に取り組む場合、単価は都府県・田の場合4,400円/10aが上乗せされる。①、②及び③を一緒に取り組む場合は、②の単価は、農地・水保全管理支払と同率75%になり、都府県・田の場合、合計で9,200円/10aとなる。

※5：畑には樹園地を含む。



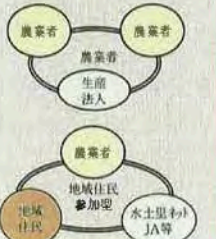
## 2. 交付対象者・活動の手順

- 地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動（組織をつくり市町村と協定を締結）を支援。
- 農地維持支払は、農業者のみの組織でも支援対象（非農業者の参加を要件としない）。

### 交付対象者

#### 農地維持支払

- 農業者のみで構成される活動組織  
又は  
農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織
- 資源向上支払と同組織での取組が可能



#### 資源向上支払

- 地域住民を含む活動組織



### 活動の手順 (平成26年度)

①活動組織の設立



②活動計画書の策定



③協定の締結



④申請書類の提出



⑤活動の実施



⑥活動の記録・報告

○ 活動組織は、農地維持支払及び資源向上支払で取り組む内容を話し合い、活動計画書を策定し、市町村と協定を締結

○ 活動計画及び協定の期間は、5年間

# 農業農村整備事業における環境配慮

## 農林水産省 農村振興局 整備部 設計課

### 土地改良法の改正について

○平成13年に土地改良法が改正され、土地改良事業の施行に当たって原則として、「環境との調和への配慮」を行うこととなり、これと関連して政令・省令や関連通知において、実効性のある手続き等が規定された。

#### 土地改良法改正

土地改良法の改正(平成13年6月改正)  
第一章 総則  
(目的及び原則)  
第一条(略)  
2. 土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、**環境との調和に配慮しつつ**、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。

#### 土地改良法施行令改正

土地改良法施行令の改正(平成13年11月改正)  
(土地改良事業の施行に関する基本的な要件)  
第二条 法第八条第四項第一号の政令で定める土地改良事業の施行に関する基本的な要件は、次に掲げるものとする。  
(略)  
六 **当該土地改良事業が環境との調和に配慮したものであること。**

#### 土地改良法施行規則改正

土地改良法施行規則の改正(平成14年1月改正)  
(土地改良事業計画)  
第一四条之二 法第七条第一項の土地改良事業計画においては、目的及び次項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。  
(略)  
七 **環境との調和についての配慮に関する事項。**

#### 関連する通知

関連通知	主な内容
■農業農村整備事業における環境との調和への配慮の基本方針について(H14.3.1付農振第2748号農村振興局長通知)	■環境との調和への配慮に対する基本方針を規定
■環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の制定について(H14.2.14付農振第2512号事務次官通知) ■田園環境整備マスタープランの作成等に関する要綱の制定について(H14.2.14付農振第2513号農村振興局長・生産局長通知)	■事業は田園環境整備マスタープランの定められる地域において実施することを規定
■「環境に係る情報協議会」の設置について(H14.3.1付農振第2820号事業計画課長通知)	■国営事業については、調査・計画段階で専門家、地域住民の代表から環境に係る意見交換、情報収集を行うこと。補助事業は都道府県の自主的な設置
■土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について(H14.3.22付農振第3162号農村振興局長通知)	■土地改良事業の計画の概要及び計画の作成に当たっては、「環境との調和への配慮」を筆として追加
■環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引きについて(H14.3.19付農振第3164号計画部長・整備部長通知)	■環境との調和への配慮を行うに当たっての調査・計画・設計における手順を取りまとめ
■環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針(H18.3.30付農振第2187号企画部長・整備部長通知)	■生物のネットワークの重要性に着目し、工種横断的に環境配慮の手法や工法を取りまとめ
■農業農村整備事業における景観配慮の手引き(H18.8.18付農振第591号企画部長・整備部長通知)	■農村景観の捉え方及び調査・計画・設計等の考え方・手順等を取りまとめ

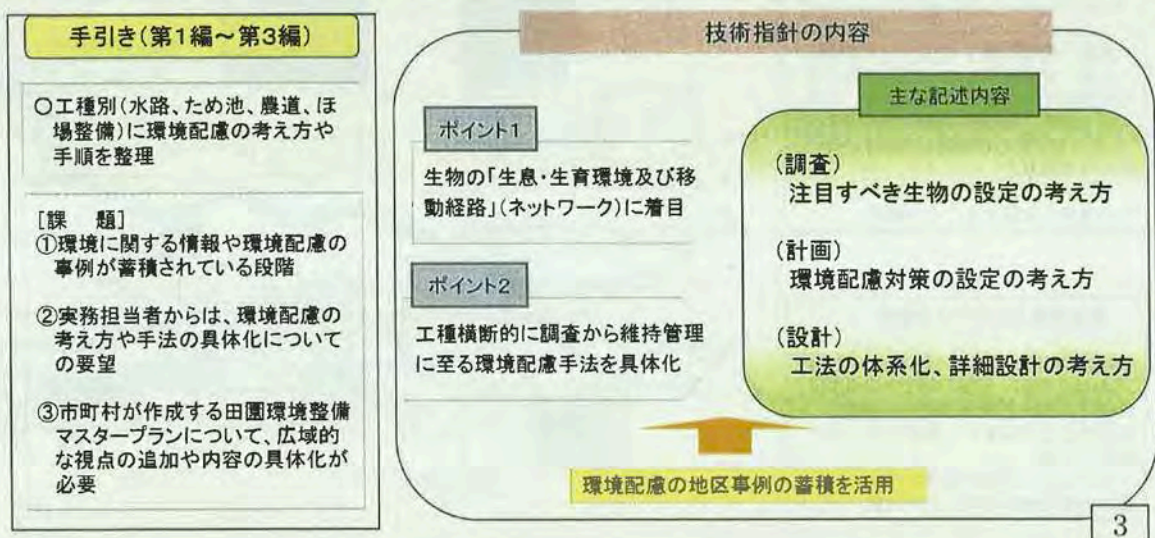


# 「環境との調和に配慮した事業実施のための 調査計画・設計の技術指針」

2

## 第1章 技術指針の目的と内容

- 手引き(第1～3編)では、工種別(水路、ため池、農道、ほ場整備)に環境配慮の考え方や手順を整理している。
- 技術指針では、現場での適用性の高いものとするため、生物の「生息・生育環境及び移動経路」(ネットワーク)に着目し工種横断的に環境配慮手法や工法を具体化した。
- また、技術指針は、国営事業地区等の環境配慮計画の策定や田園環境整備マスタープラン等の策定・見直しなどに活用する。





## 第2章 農村地域の特徴と生物多様性

- 農業農村整備事業は、持続的な農業の営みを可能とすることにより、生物の生息・生育環境である二次的自然を保全・形成する役割を果たしている。
- 事業の実施が生物多様性に影響を与える側面を有していることから、生物多様性を始めとした農村環境に配慮して事業を実施する必要がある。

[農村地域における環境配慮対策の例]

生物多様性に対する影響（例）	環境配慮対策（例）
水路のコンクリート化による魚類の産卵場等の減少・消失	淵、ワンド等の形成による多様な水辺環境の創出
水田との高低差が大きい水路整備によるドジョウ等の移動経路の分断	水田魚道等による水田と水路との移動経路の確保
水路護岸、水路・農道沿いの緑の消失による移動経路の分断や生息・生育環境の消失	緑のネットワークによる移動経路の確保と生息・生育環境の確保
耕作放棄地の拡大により、アカガエル類やサンショウウオ類等の産卵場の消失	耕作放棄地の復田化、ビオトープ利用等に向けた整備や管理体制づくり
ため池の管理の粗放化による動植物の生息・生育環境（水辺のエコトーン等）の喪失と水質の富栄養化	ため池の適正な管理と多様な主体による管理体制の整備
里地里山の管理放棄によりサル、イノシシなどの大型・中型哺乳類の個体数あるいは分布域の著しい増加、拡大し、農林業被害が拡大	里地里山の適正な管理と多様な主体による管理体制の整備
オオクチバス等の魚食性外来種が在来種を摂食することによる在来種の減少	ため池の池干し等による外来種の駆除
オオバコなどの在来種とセイタカアワダチソウなどの繁殖力の強い外来種の競合による在来種の減少	在来種の種子の含まれた現地発生土の活用や在来種による緑化

4

## 第3章 ネットワークの保全・形成の基本的な考え方

### 1. 生物の生活史とネットワーク

- 農村地域に生息する生物は、繁殖、成長といった生活史を通じて様々な環境を利用している。
- このため、これらの生物を保全するためには、生物が生活史を全うできるように「生息・生育環境及び移動経路」(ネットワーク)を確保することが重要である。

#### 生物のネットワーク確保

・生息・生育環境(ハビタット)の確保  
生息・生育環境については、例えば水生動物では、生息環境は流速、水質、水深、底質、植生等の要素で構成されており、生活史の段階毎に利用する生息環境も異なる。  
このため、生活史を理解した上で、生息環境を確保することが重要。

#### ・移動経路(コリドー)の確保

移動経路については、例えば、フナ類であれば、産卵・繁殖の場である水田と水路との間に移動障害がある場合、水田へ遡上が出来ず、産卵することが困難になる。  
このため、生物が利用する環境への移動経路を確保することが重要。

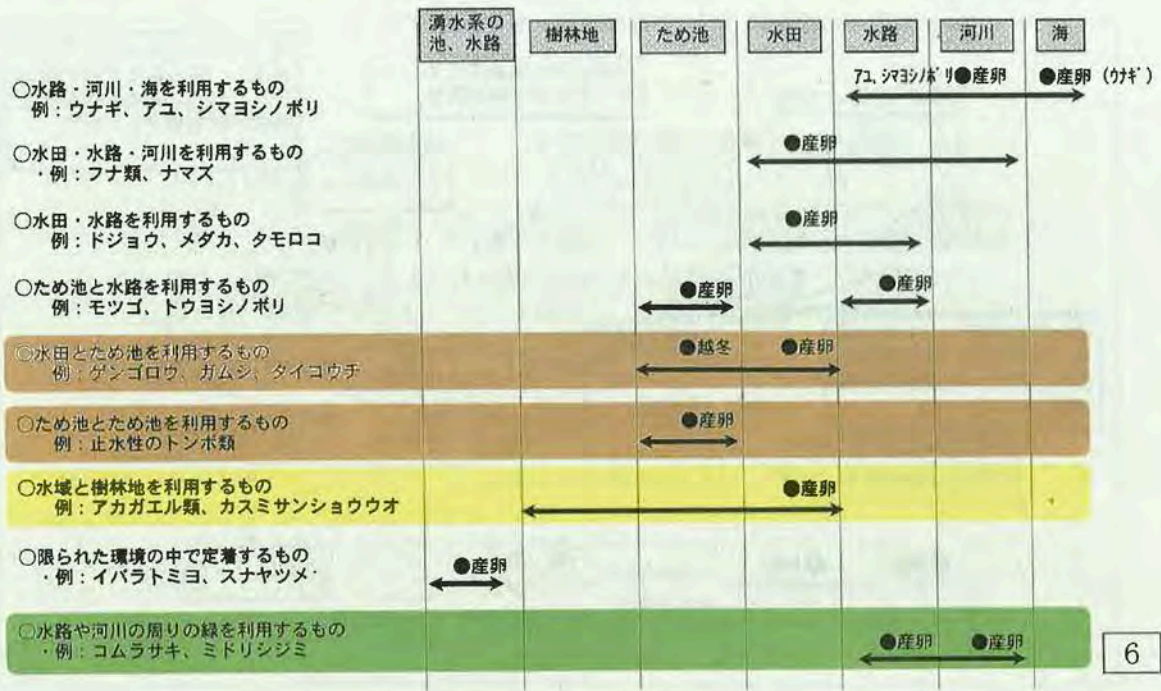
生物の生活史とネットワークの例



5



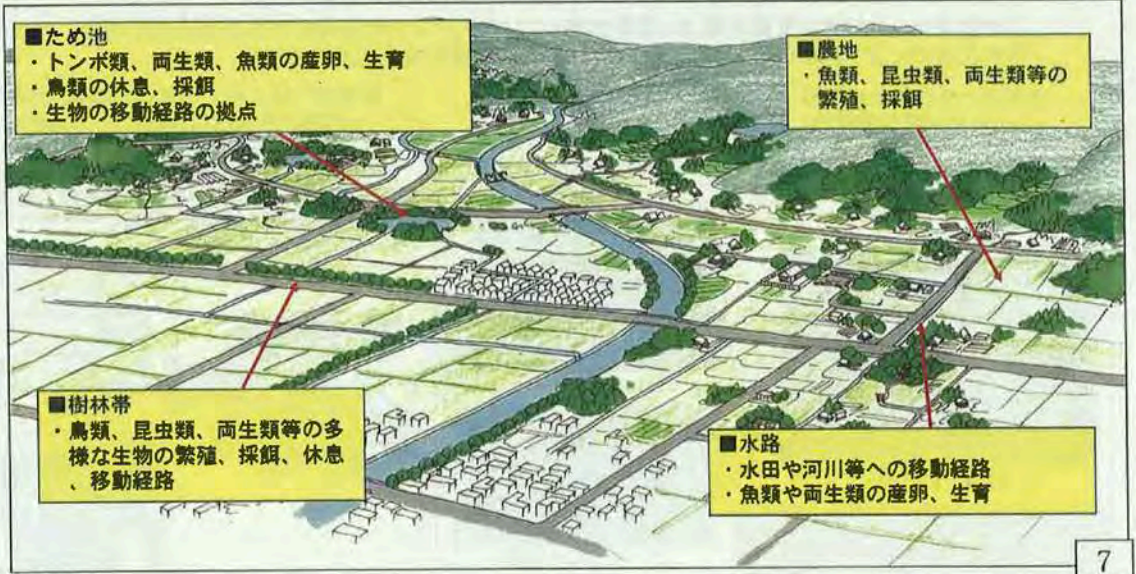
【参考】 農村地域の生物におけるネットワーク（生物が利用する生息環境(例)）



2. 農地・農業水利施設などがネットワークの形成に果たす役割

- 農地や農業水利施設等は、食料の生産基盤であるとともに、農村地域における生物の生息・生育環境と移動経路として重要である。
- さらに、周辺の樹林地や河川等と連続することで、生物のネットワークが形成されている。

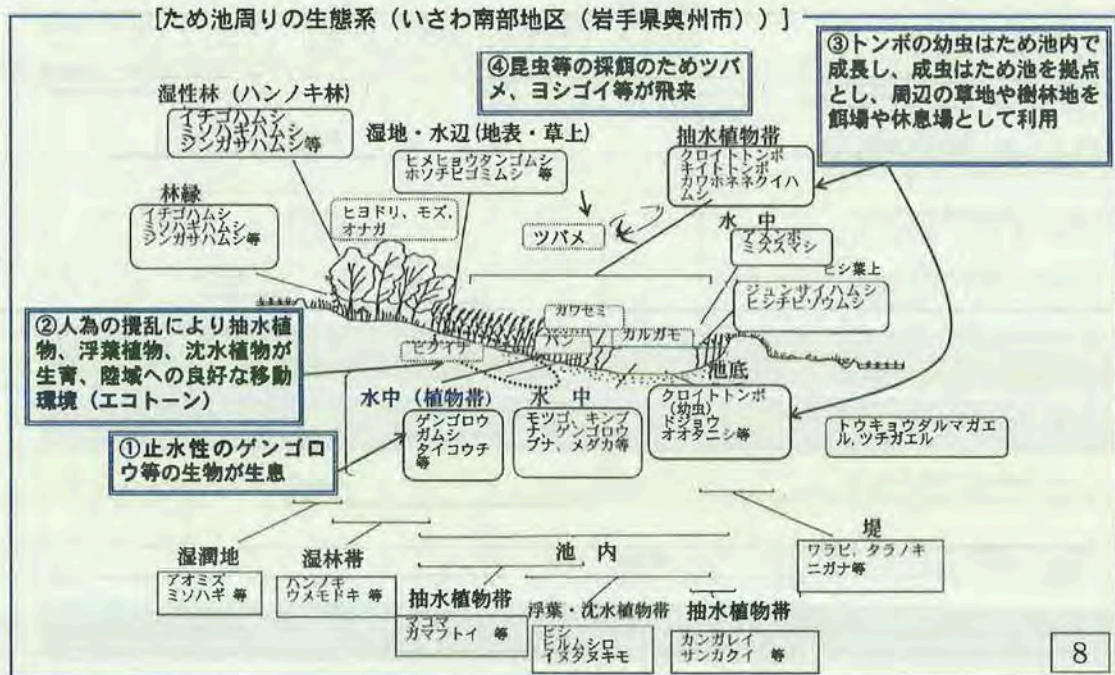
【農地・農業水利施設等と生物の生活史の関係(例)】





【参考資料】

ため池は、周囲の水田や樹林地とも併せて多様な生物の生息・生育環境や移動経路となる等、ネットワークの拠点として重要な施設。



3. 環境配慮対策の進め方

- 環境配慮対策の検討は、ネットワークの保全・形成を視点に置き、調査、計画、設計の各段階を通じて実施する。
- 事業主体は、農家を含む地域住民、市町村、土地改良区、NPO、有識者などからなる協議会を開議し、地域の環境の保全・形成について検討を行うなど、地域が一体となった取組を進めることが重要である。

【地区事例】【地域が一体となった取組例～魚のゆりかご水田プロジェクト～】

- ①琵琶湖から水田まで魚類が遡上し産卵繁殖していた、かつての湖辺域の生態系機能の回復
- ②住民参加により地域ぐるみで湖辺域の農村地域の環境保全を推進し活性化

地域が一体となった取組（実証試験の実施）  
～事業主体が積極的に関与する段階～

地域の環境に対する認識を醸成するため、「排水路堰上げ式水田魚道」の実証試験の実施。



施設の機能の確認とともに驚異的な水田の魚類繁殖能力の高さを確認



地域が一体となった取組の展開【今後】  
～地域が主体的に活動を行う段階～

地域が一体となって水田魚道の整備や維持管理、環境学習、都市農村交流等の取組、減農薬・減化学肥料等の環境に配慮した営農の取組を併せて実施。



魚のゆりかご水田米によるブランド化





第4章 調査、計画  
1. 調査のポイント

- 調査では、事業による生態系への影響を予測・分析するとともに、生態系への影響を回避・低減するために必要な情報を把握する。
- 生態系は複雑であり、地域の生態系を代表する生物に着目した合理的な調査・分析を行うことが重要である。

「注目すべき生物」の選定の視点となる生態系の指標性 (参考例)

**上位性**  
【サキ類やタガメなど食物連鎖の上位に位置している生物】  
・「これらの生物の減少→餌生物の生息環境が縮小・消失→地域の生態系が貧弱化」と考えることができる。

**典型性**  
【生息数が多いフナ類など地域の生態系を典型的に表している生物】  
・「これらの生物の減少→これらの捕食者や被食者を含む生態系のバランスが大きく崩れる」と考えることができる。

**希少性**  
【ニホンバラタナゴやゲンジボタルなど近年見られるのが希という生物】  
・「これらの生物の減少→地域の良好な生息環境が消失」と考えることができる。

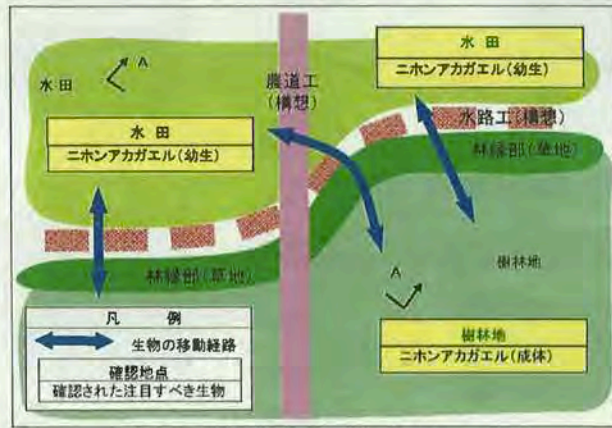
**特殊性**  
【ロウモリ類など特殊な環境に依存している生物】  
・「これらの生物の減少→特殊な環境のバランスが崩壊」と考えることができる。

(参考例) 典型性を有するフナ類と事業による生態系への影響のイメージ

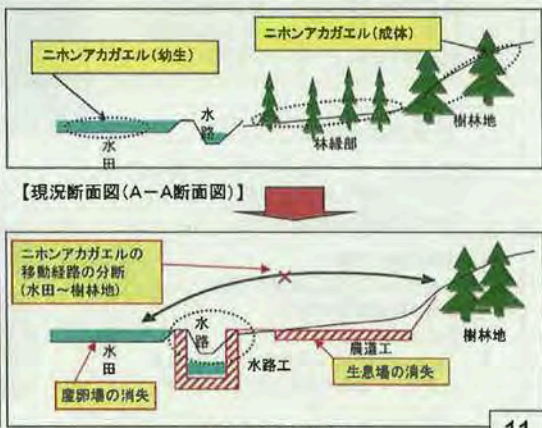
フナ類を「注目すべき生物」として事業による影響や計画・設計のポイントを的確に把握

【参考】 事業による影響予測(例)

確認された注目すべき生物	調査結果	事業実施により影響を受けるネットワーク
両生類:ニホンアカガエル	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3月に水田の水たまりで卵塊(20個)を、11月に樹林地で成体を確認し、樹林地から水田への移動を把握。</li> <li>●現況水路は土水路で、護岸勾配は1:1.5。</li> <li>●2月~4月の水田の水たまりは、樹林地からの浸みだしによるもので、樹林地沿いの30mの範囲に集中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水路工に伴う垂直なコンクリート壁により成体がはい上がれなくなり、水田と樹林地間の移動経路が分断。</li> <li>●水路工に伴う排水強化により産卵場の水たまりが消失。</li> <li>●農道工に伴うロードキルと草と木々のある林縁部の消失により、移動経路が分断するとともに生息環境が縮小。</li> </ul>



【注目すべき生物の生息・生育環境 平面図】



【事業影響予測図】



## 2. 計画のポイント

○計画的かつ効果的にネットワークを保全・形成するために、環境配慮対策の検討を行う範囲(エリア)を設定し、ネットワークの阻害要因や事業による影響予測結果に基づき、ミティゲーション5原則を踏まえ環境配慮対策を検討する。

### (1) エリアの設定

保全対象生物のネットワークに関する情報(現況のネットワークやかつて存在したネットワークなど)や水田、水路など環境基盤に関する情報、事業の影響予測結果等に基づき、エリアを設定する。

### (2) 環境配慮対策

#### ミティゲーション5原則

【回避】行為の全体または一部を実行しない  
(例) 良好な環境を有している区域について、整備を実施せず現状のまま保全

#### 【低減】

【最小化】行為の実施の程度または規模を制限

(例) 既存水路を水生生物の生息・生育が可能な自然石及び自然木を利用した護岸とし、影響を最小化。

【修正】影響を受けた環境そのものを修復、復興または回復

(例) 河川から水田までの水のネットワークが確保されるよう、既存水路の改修にあわせ落盤工に魚道を設置、さらに水田と排水路の連続性が確保されるよう落盤を解消

【影響の軽減/除去】行為期間、環境を保護及び維持管理

(例) 生物の避難場所を残すなど生態系に配慮した施工範囲を検討し、段階的に施工

【代償】代償の資源または環境を置換または提供

(例) 多様な生物が生息・生育する環境の代償として、保全池等を工事区域外に設置し、同等の環境を確保

事業の実施による環境への影響を考慮し、まず「回避」の検討を行い、それが困難な場合は低減(「最小化」、「修正」、「影響の軽減/除去」)の検討を行う。

低減についても困難であり、事業の実施が環境に大きく影響を与えざるを得ない場合は「代償」の検討を行う。

優先順位を踏まえた対策を適切に組み合わせ、保全対象生物が生活史を全うできるように生息・生育環境の量的・質的な低下を防ぐことが重要。

12

○地区全体でネットワークを考慮した対策を検討し、農業生産性の向上と環境保全の両立を図ることが重要である。

### 【地区事例】 メダカやタナゴなどのネットワークの保全 大谷地区(鳥取県岩美町)

#### 地区の概要

- 工期 H12~19  
受益面積 68.8ha
- 基盤整備によりメダカ等が生息する貴重な環境が消失し、絶滅が危惧されたため、「生きものにやさしい大谷田んぼ」をスローガンに対策を実施。

#### 環境配慮対策の考え方

- 用水路についてはパイプライン化し、農業の効率化を推進。排水路部分を中心に生態系配慮を実施。

##### ・移動経路の確保

水路などの水のある範囲の全域について魚類の移動経路を確保。

##### ・生息環境の保全

1年を通じて水がある範囲について、魚類の産卵や生息場の機能を重点的に確保。

#### 整備後の状況

- 排水路部分を中心にメダカ等のネットワークを考慮した環境配慮対策を適切に組み合わせ、地区全体で生物を保全

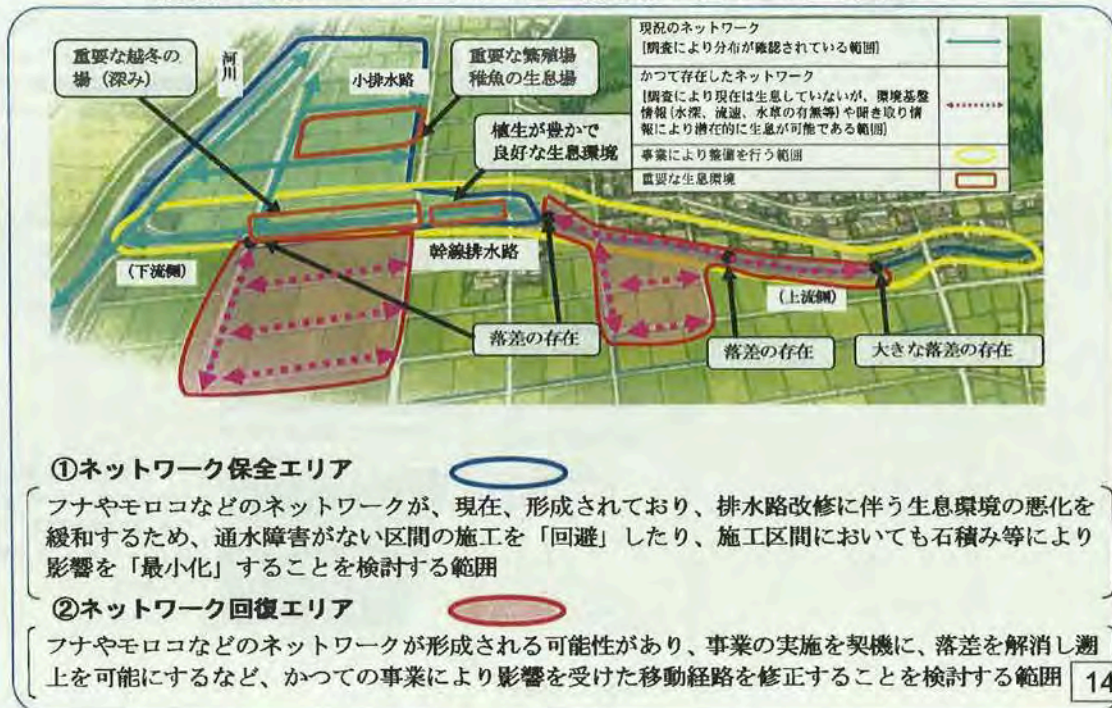


13



[参考][エリアの設定例]

～環境保全目標に基づきフナ、モロコ類を保全するエリアを設定～



第5章 設計、施工

1. 設計のポイント

- 技術指針では、生物のネットワークごとに工種横断的に環境配慮工法を体系化し、工法の考え方を具体化した。
- 設計においては、これらを参考に現地への導入が可能と考えられる環境配慮工法を決定し、断面形状や材料等の詳細設計を実施する。

技術指針で環境配慮工法を体系化したネットワークの種類及び工法の例

- ・水路における生物のネットワーク(主に魚類) [落差を解消するための魚道工(階段式) など]
- ・水路と水田における生物のネットワーク(主に魚類) [落差を解消するための水田魚道(波付管等) など]
- ・水田、水路等と樹林地における生物のネットワーク(主に両生類) [カエル類の落下を防止するための水路への蓋掛け など]
- ・ため池周辺における生物ネットワーク(主に魚類、両生類、昆虫類) [生物の隠れ場となるような捨石等による緩傾斜護岸工 など]
- ・水路、農道等の緑地における生物のネットワーク(主に鳥類、昆虫類) [生物の隠れ場、産卵場を確保するための植生工 など]

環境配慮工法の体系の例






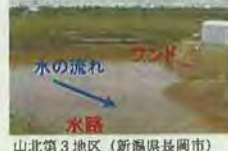
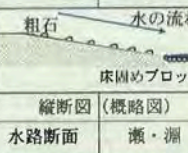
【参考】

生態系配慮工法の概要(例)

ネットワークの種類	ネットワークにおける役割	環境配慮工法の目的	工法の種類		工法の概要	
水路における生物のネットワーク(主に魚類)	移動経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>小さな段差による「落差の解消」</li> <li>勾配の緩和による「流速の低減」</li> </ul>	魚道	階段式魚道		魚類が移動しやすいように階段式のプール部を設け勾配を調整したもの。越流部が全幅であるのが特徴
				隔壁型(千鳥X型)魚道		隔壁上部を横断方向に傾斜、隔壁を交互にX型に配置させ、水量が少ない場合でも越流深が確保できるようにしたもの
				隔壁型(ハーフコーン型)魚道		千鳥X型の形状に越流の流れをスムーズにするため、越流部の隔壁を円筒状(ハーフコーン)で対応したもの
				水路の形状と水の流れ		
				水路の形状と水の流れ		

【参考】

生態系配慮工法の概要(例)

ネットワークの種類	ネットワークにおける役割	環境配慮工法の目的	工法の種類		工法の概要		
水路における生物のネットワーク(主に魚類)	移動経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>小さな段差による「落差の解消」</li> <li>勾配の緩和による「流速の低減」</li> <li>水路幅や水深の変化による「流速の低減」</li> <li>構造物の設置等による「多様な流速の創出」</li> </ul>	魚道	粗石付き斜路型魚道		斜路に粗石を配置し、流れを減勢することにより、多様な流れを創出したもの	
				水路断面	瀬・淵		断面を拡げ流れの内側に瀬、外側に淵をつくり、多様な流れとしたもの 土砂や植生により生物の生息・生育環境を形成
				断面図	ワンド		魚類等の移動の際の休息場や避難場とするため、入り江状の水域を設けたもの 土砂や植生により生物の生息・生育環境も形成
					乱杭工 置石工等		乱杭や置石等により多様な流れを発生させたもの
				水路の形状と水の流れ			



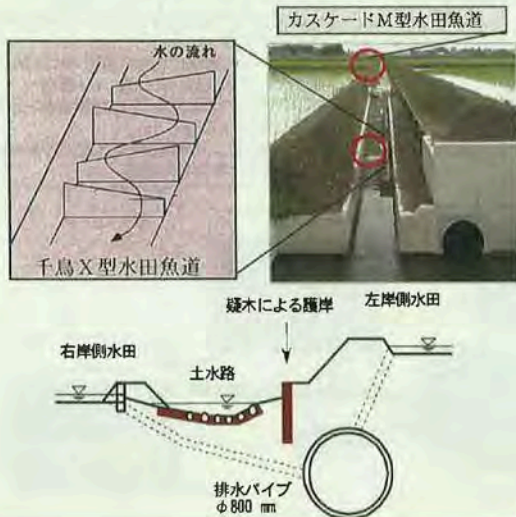
【地区事例】

〔千鳥X型・カスケードM型水田魚道と二段式水路の組合せ〕

〔西鬼怒川地区（栃木県宇都宮市）〕

概 要

- ・水路を二段式とし上段の水路と水田の落差を解消
- ・小排水路と支線排水路の接続部は「千鳥X型」と呼ばれる魚道（勾配7°（12/100））を設置。
- ・上段の水路と水田を接続する部分には「カスケードM型」と呼ばれる魚道を設置し、魚道の組合せにより落差を解消。



特徴と工夫点・留意点

＜二段式水路＞

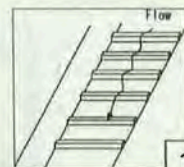
- ・上段の水路は土水路とし、粗石を配置するなど多様な環境を確保。
- ・上段の水路には年間を通して水を供給することで、生物が越冬場所としても利用。
- ・左岸側水田の法面崩壊を防ぐとともに用地幅を狭くするため擬木柵を設置。

＜千鳥X型水田魚道＞

- ・越流壁を千鳥状に設置することにより越流部の多様な流速を確保。
- ・小流量時に越流水深を確保可能。
- ・シミュレーションや室内実験等で魚類が遡上可能な勾配等を設定。

＜カスケードM型＞

- ・魚類の移動を妨げないよう水田水尻と土水路との接続部に設置。



18

【参考】

〔水田魚道の事例〕

施工事例によると、勾配は7/100（約4°）～36/100（約20°）と様々であるが、1/10（6°）程度であれば様々な種類の魚道で遡上が可能であると考えられ、隔壁を用いた魚道では、より大きな勾配とすることも可能であると考えられる。

地区名	種類	勾配	延長(m)
八郎潟（秋田県大潟村）	波付管	7/100～14/100（4～8°）	10.6～14.5
伊豆沼周辺（宮城県登米市他）	波付管	14/100（8°）	10.0～16.5
西鬼怒川（栃木県河内町）	隔壁型（千鳥X型）	12/100～36/100（7～20°）	3.0～12.6
西鬼怒川（栃木県河内町）	隔壁型（カスケードM型）	18/100～19/100（10～11°）	2.1～2.3
赤石（兵庫県豊岡市）	波付管	10/100～11/100（6°）	6.0～10.0
赤石（兵庫県豊岡市）	隔壁型（ハーフコーン型）	10/100（6°）	8.0

\*この他、多くの研究実績や施工事例がある

19



## 2. 施工

○施工時においては、生物への影響が軽減されるよう、環境配慮対策(施工時期、移動・移植等)を講じる。  
○環境に配慮した施工を行う上で留意すべき事項を「環境配慮施工指針」等としてとりまとめ、関係者間で徹底する。

【個別票による環境配慮対策の整理例】

ため池の特徴・主な生物	施工に当たっての留意事項	施工時における環境配慮対策の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●まとまった樹林帯(ハンキ林)に囲まれ、ヨシ群落やジュンサイ群落が広く形成</li> <li>●オオクチバスが多数確認されており、他の魚類の個体数は少ない</li> <li>●下流部の土水路は、多くの魚介類が生息</li> <li>●主な生物</li> <li>植物:ウキゴケ、タヌキモ、オオアブメ、ジュンサイ</li> <li>昆虫類:オトコフシホ、ゲンゴロウ</li> <li>魚類:ゼニタナゴ、キハチ、トウヨシノボリ</li> <li>貝類:マルタニシ、トフガイ</li> <li>両生類:ニホンアカガエル <b>赤字は希少生物</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①施工前の落水時に生物の一時的な避難が必要</li> <li>②生物の保全のため、ため池全体を乾燥させないことが必要</li> <li>③土水路の水枯れを起こさないことが必要、また、施工中や施工後に汚濁水を流入させないことが必要</li> <li>④オオクチバスの駆除が必要</li> <li>⑤周辺の休耕田に希少植物が生育しているので工事用道路や資材置場にしないことが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①施工前に生物を土水路や近隣のため池に移動・移植。移動先にはいけすを設け、移動先の生物の生息に影響を与えないように配慮</li> <li>②ため池全体が乾燥しないように、締切により一部の水辺を存置</li> <li>③水路の生物に配慮して施工期間中に沈砂池により濁水処理をした後、ポンプにより通水</li> <li>④落水に併せてオオクチバスの駆除を町・土地改良区と連携して実施</li> <li>⑤立て看板等により休耕田への立ち入りを禁止とする旨を施工業者等へ徹底</li> </ul>

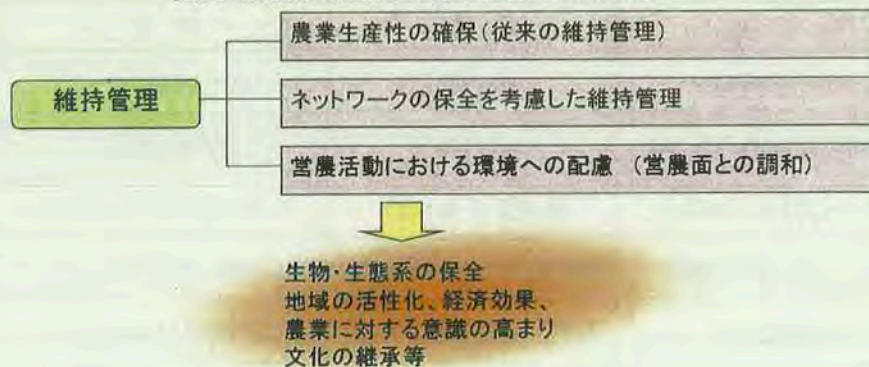
20

## 第6章 維持管理、モニタリング

### 1. 維持管理

○環境配慮対策を行った施設等が、生物の「生息・生育環境及び移動経路」(ネットワーク)における機能を十分に発揮するためには、施設の適正な維持管理が重要である。  
○地域の環境保全の効果は、地域全体に及ぶものであり、地域が一体となった維持管理の取組が将来にわたって継続的に行われるようにすることが重要である。

【農地・農業水利施設等の維持管理とその効果】



地域の農家の理解・協力を得るために、“生物と共生し生産された安全・安心な農産物”として、地域の農産物の高付加価値化を図るなど、環境保全の取組が農家にとってもメリットとなる仕組みを構築することが重要。

21



【参考】

【生物のネットワークに配慮した維持管理】

生物の生息・生育環境への配慮に資する維持管理の視点

- ① 生物の生活史に合わせた水管理（中干し、落水時期の調整）
- ② 生物の生活史の中で重要な時期（産卵期等）を避けた維持管理の実施
- ③ 生物の生活史に必要な生息・生育環境（底質、水草等）の存置
- ④ 生物に悪影響を与える汚濁負荷の軽減
- ⑤ 在来生物を脅かす外来生物の駆除

生物のネットワークに配慮した維持管理の事例

地区名	保全対象生物	作業項目	留意点・工夫点
天の川沿岸 (滋賀県)	ニゴロブナ	水管理 (水田、水路)	ニゴロブナの育成・放流のための水管理。 きめ細かい管理と見回り、畦の漏水対策の徹底。稚魚の育成状況を見て中干し期間を遅延。
田主丸 (福岡県)	ヒナモロコ (絶滅危惧 ⅠA類)	泥上げ (水路)	5月末が産卵シーズンであるため、5月上旬までには泥上げ作業を終了。
		耕耘 (水田)	除草剤を使用せず4回/年の耕耘。環境保全のため、近傍の休耕地も一緒に耕耘。
鶴沼 (茨城県)	ヒシクイ オオヨシキリ	刈払い (ため池)	除草剤の使用を抑制。鳥類の営巣に必要とされる水辺植物を保全するための草刈りや清掃を実施。
足田堤 (秋田県)	コイ、マブナ、 ヘラブナ、タ ナゴ	駆除 (ため池)	地元の人たちが慣れ親しんできた淡水魚を保全するために水抜きしてブラックバス、カムルチーの駆除を実施。

22

【地区事例】

【環境に配慮した営農の取組例 ～冬期湛水水田(ふゆみずたんぼ)～】  
(伊豆沼地区(宮城県登米市他))

冬期湛水水田

- 作付けの無い冬期に意図的に水田に水を張ることで環境を保全し生息環境の創造や地域振興に効果。
- 近年では全国で取組がみられ、環境と共生した安全・安心なブランド米として付加価値を付けた米を販売。



冬期湛水水田と渡り鳥

冬期湛水水田の効果

1. 湛水による雑草の抑制
2. 鳥の糞、ハミミ等働きによる施肥量の減少
3. 土壌微生物の活躍による土壌の改質
4. 農薬投入量の減少
5. 代かき、除草等の作業時間の節約
6. 採餌場、ねぐらの確保による渡り鳥の飛来
7. 生きものすむ豊かな湿地の創出
8. 地下水の涵養
9. 地域社会の一体化(むら社会の維持)
10. 安全性、環境評価による米のブランド化

生きものブランド米

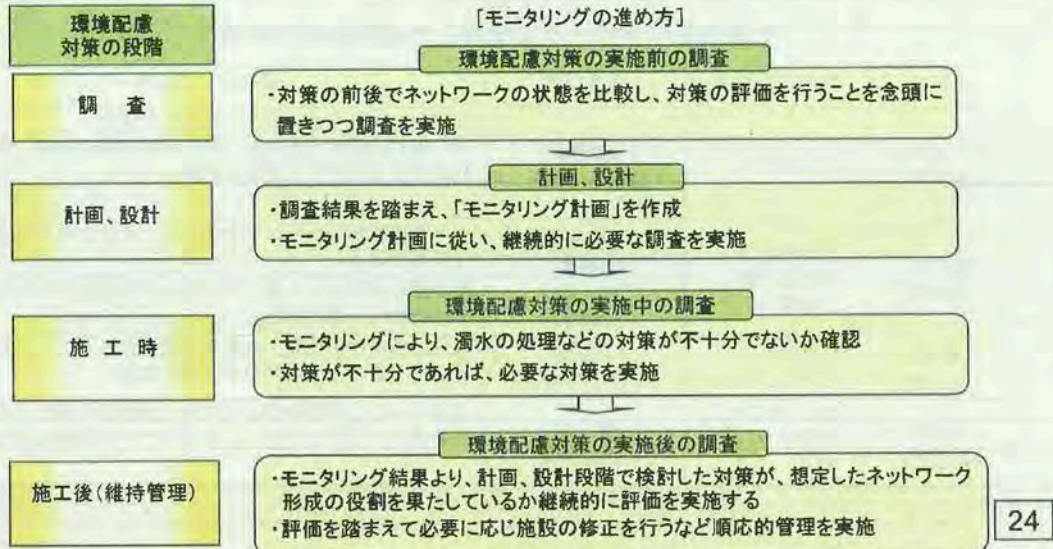
農薬・化学肥料を使わず、生きものたちと共に育った“お米”として『伊豆沼オリザ米』をブランド化し販売

23




## 2. モニタリング

- 環境配慮対策の効果を確認するため、施工中や施工後において継続的にモニタリングを実施し、環境配慮対策の評価を行うことが重要である。
- 工事施工後の一定期間のモニタリングを経た上で、結果を整理し、予め想定したネットワークが十分に機能しているかどうかを評価するとともに、評価結果を踏まえて必要に応じて施設の修正を行うなど順応的管理を実施することが重要である。



24

### 【参考】 [モニタリング計画のイメージ(水域と樹林地のネットワーク)]

項目	内容	備考(考え方など)
環境配慮対策の概要	樹林と水域との連続性に配慮した緩傾斜護岸により、アカガエル類の移動経路を確保。	護岸整備により、樹林と水域との連続性が分断され、移動経路が消失する恐れ。
モニタリングの目的	緩傾斜護岸により、アカガエル類の移動が確保されているか確認。	生息場である水域と樹林地の間の移動経路を確保することがネットワーク形成に不可欠。
調査地点	緩傾斜護岸の背後の水域  【地点図】 	水域にアカガエル類の卵塊を確認することにより、移動経路が確保されていることを確認。
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視によるアカガエル類の卵塊数の確認。</li> <li>・水域の水量(範囲)、水質</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アカガエル類の成体数の把握には労力がかかるため、卵塊数の経年変化によりネットワークの回復状況を定量的に把握。(雌の成体が1卵塊を産卵するため、成体数を定量的に把握しやすい)</li> <li>・一方、卵塊数は、護岸整備以外の様々な要因により影響を受けることが想定されるため、水域の水量(範囲)、水質などの生息環境についても確認。</li> </ul>
調査時期	2月～5月(卵塊が確認できる時期)	田植え前。
調査期間	工事前3年間・工事後3年間	期間はモニタリングの結果に応じて変更。
実施体制	事業所職員1名、土地改良区職員3名、環境相談員1名	環境相談員より調査の助言。

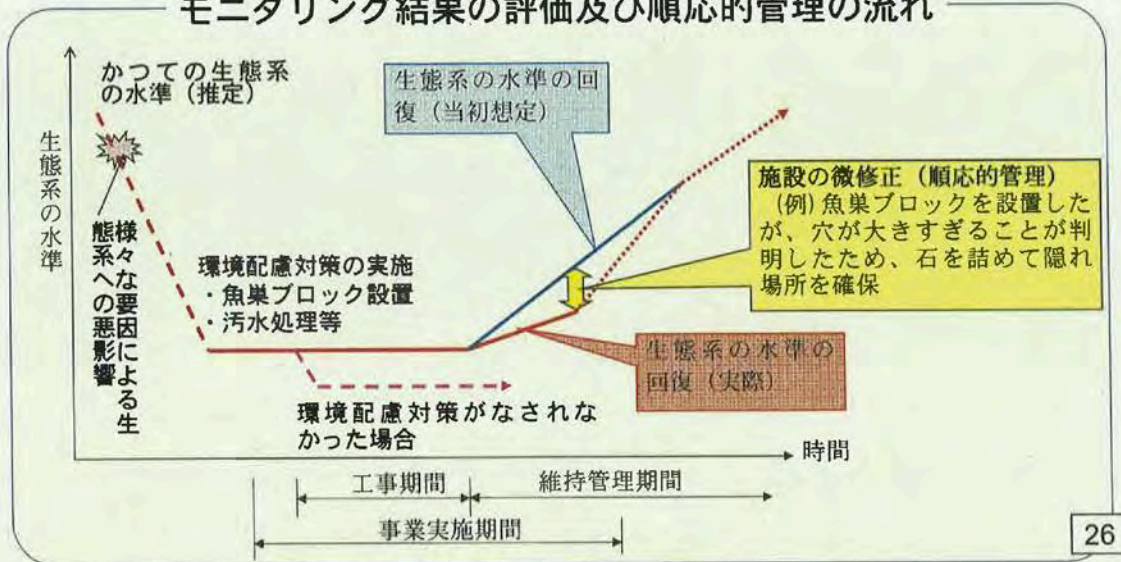
25



### 3. 順応的管理の実施

- 生態系は複雑で常に変化しているため、配慮対策を講じても必ずしも十分な効果が得られない場合がある。
- モニタリング結果により得られた情報を収集し、必要に応じて施設の補修や修正を行う順応的管理 (Adaptive management: アダプティブ・マネージメント) が重要である。

#### モニタリング結果の評価及び順応的管理の流れ





## お知らせ

**27年度から環境保全型農業直接支払交付金が、法律に基づいた制度となります。**

○多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払は、平成27年4月に施行される「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいて実施されます。

○これに伴い、環境保全型農業直接支払交付金は、**平成27年度から法律に基づく安定的な制度**になり、産業政策と両輪をなす「**地域施策**」として、**地域内の農業者が共同・連携して取り組む活動に着目して支援**を行っていきます。



「環境にやさしい農業」に集落や生産者グループで一体的に取り組むことで、

- ①生物多様性の保全や水質の改善効果など**地域環境の改善・向上**
- ②共同・連携して取り組むことで、**環境にやさしい農業に取り組む農業者の増加**
- ③話し合いの場が増え、**営農技術の向上**
- ④農作業体験や田んぼの生き物調査を開催することで、**消費者や地域住民と交流する機会の創出**

などのメリットを考えています。

### ～環境保全型農業直接支払交付金Q & A～

#### Q1 どんな農業者グループが対象になるのでしょうか。

対象となるグループは、「多面的機能支払や中山間地域等直接支払の対象となる活動組織等」、「集落営農」、「農協の生産者部会」、「環境保全型農業を推進する任意グループ」など、地域の実情に応じた多様な形態の団体が対象になります。

※農業者2戸以上で構成してください。環境保全型農業直接支払交付金に取り組む農業者だけでなく、それ以外の農業者を含むことも可能です。また、農業者以外の者を含めることも可能です。

#### Q2 環境保全型農業の取組を広げる活動(推進活動)とはどのような活動ですか。

農業者グループで環境保全型農業についての勉強会を開催したり、環境保全型農業の技術情報を配布するなど、「**農業者の技術向上につながる活動**」や消費者との意見交換会を開催したり、生き物調査を実施したりといった「**環境保全型農業の理解増進につながる活動**」を行ってください。

#### Q3 交付金はどのようなことに使えますか。

支払われた交付金は、**農業者グループの構成員への配分**のほか、**農業者グループとして実施する環境保全型農業の取組を広げようとする活動やグループの事務を担当する者の手当等**に使うことができます。

**地域で環境にやさしい農業に取り組む皆さまへ  
～平成27年度から支援する内容のご案内～  
(環境保全型農業直接支払交付金)**

**〔予算編成過程における調整等により、今後変更があります〕**

**みんなで環境にやさしい農業をやってみよう!**



**営農活動を通じて地域内の生物を守りましょう!**

詳しくは最寄りの地方農政局・地域センターへお問い合わせください。

地域	問い合わせ先	電話番号	地域	問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道農政事務所 農政推進課	011-642-5473	近畿	近畿農政局 生産技術環境課	075-414-9722
東北	東北農政局 生産技術環境課	022-221-6214	中国四国	中国四国農政局 生産技術環境課	086-224-4511
関東	関東農政局 生産技術環境課	048-740-0067	九州	九州農政局 生産技術環境課	096-211-9591
北陸	北陸農政局 生産技術環境課	076-232-4131	沖縄	沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653
東海	東海農政局 生産技術環境課	052-746-1313		農林水産省生産局農産部農業環境対策課	03-6744-0499







## 支援の内容

化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで取り組む、以下の**営農活動に支援**します。  
※交付単価は26年度の単価

緑肥の作付け (8,000円/10a)	有機農業 (8,000円/10a) ※一部作物は 3,000円/10a
堆肥の施用 (4,400円/10a)	地域特認取組 (8,000~3,000円/10a)

(注)地域特認取組は、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組です。  
対象となる地域特認取組については都道府県、市町村にお問い合わせください。

### 26年度からの変更点①

**法律に基づく制度となり、グループでの申請になります！**

○多面的機能発揮促進法に基づき、農業者グループでの申請が基本になります。(※個人の農業者も一定の条件を満たし市町村が認める場合は申請は可能です)



### 26年度からの変更点②

**支援を充実・申請書類を簡素化します！**

○「エコファーマーの認定を受けている方」のほか、「**都道府県の特別栽培農産物認定等の認定を取得している方**」も対象になります！

○**農業者の皆さんの申請・支払時の手続きが簡単**になります！

- ・生産記録の提出が特別栽培農産物認定等への提出書類でも可能となります。
- ・申請様式をチェック方式の記載に変更します。

○**複数の取組を行った場合**にも支援します！(予定)

- 1つの圃場で取組時期が異なる複数の活動を行った場合も支援を行います(2取組まで)。
- ※活動の組み合わせや交付単価は調整中



## 農業者グループが行う申請手続き等(予定)

### 申請の準備

①環境保全型農業に関心がある農業者等で集まって**農業者グループ**を作ります。

※規約を作成して構成員名簿、推進活動の実施、交付金の使いみちの決定方法を定める必要があります。

②グループの**構成員が取り組む営農活動(緑肥の作付けなど)**や地域で**環境保全型農業の取組を広げる活動(推進活動)**を決めてください。

### 申請の手続き

① 5年間の事業計画と営農活動計画書(仮) **初年度のみ**  
・グループの構成員が取り組む営農活動の合計面積やグループとして取り組む推進活動(勉強会の開催等)の計画を記載します。(夏頃までを目途)

② 交付申請書 **毎年度** ※提出時期は市町村で異なります。  
・交付金の交付を受けるために、グループが交付を受ける予定の金額を記載します。

支援対象となる営農活動を行います。  
(緑肥の作付け、堆肥の施用、有機農業等)

③ 実施状況報告(取組終了から1ヶ月間もしくは1月末までを目途)  
・グループの構成員ごとに取り組んだ面積やグループとして取り組んだ推進活動を記載して、必要書類(生産記録等)をまとめて提出します。  
※27年度中(28年3月末まで)に取組が終わる予定のものも提出してください。

④ 実績報告書  
・交付金の使いみちを記載します。  
※交付金の使いみちは、グループの規約に基づいて決定してください。

都道府県や市町村が取組内容を確認後、  
**3月末までに交付金が支払われます。**

⑤ 年間営農活動実績報告書(仮)(翌年度に提出)  
・実施状況報告からの変更内容を記載して提出します。

市町村の担当窓口に出します







**平成26年度**  
日本型直接支払制度のうち  
**環境保全型農業直接支援対策**  
**(環境保全型農業直接支払交付金)**

**取組の手引き (別紙)**

**○特認取組 (5割低減の取組との組み合わせ)**

**(1)特認取組とは**

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組です。表に示すとおり、承認を受けた都道府県、取組、地域、作物において取り組むことが可能です。

**(2)特認取組の要件**

都道府県が定める基準によること(ただし、リビングマルチ、草生栽培及び冬期湛水管理については、国が定める基準によること)とし、詳細については都道府県、市町村にお問い合わせください。

**(交付額の算定に係る注意事項)**

特認取組については、共通取組(カバークロープ、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、有機農業)の交付申請額算定後に、国の予算に残余が発生した場合に交付の対象となりますのでご了承ください。



## (平成26年度 特認取組一覧)

都道府県	取組の内容	対象地域	対象作物	10アール当たりの支援単価 (国と地方の合計)
北海道	フェロモントラップと耕種的防除を組み合わせた害虫防除技術	道全域	水稲	6,000円
	リビングマルチ	道全域	畑作物	8,000円
	草生栽培	道全域	果樹	8,000円
	冬期湛水管理	道全域	水稲	8,000円
青森県	総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた交信攪乱剤による主要虫害防除	県全域	りんご	8,000円
	リビングマルチ	県全域	畑作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹	8,000円
岩手県	夏期の水田内ビオトープ(生き物緩衝地帯)の設置	県全域	水稲	4,000円
	メダカ等魚類を保護する管理	県全域	水稲	3,000円
	リビングマルチ	県全域	畑作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	水稲	8,000円
宮城県	リビングマルチ	県全域	畑作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹・茶	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	水稲	8,000円
秋田県	リビングマルチ	県全域	畑作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹・茶	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	水稲	8,000円
山形県	簡易ビオトープの設置	県全域	水稲	4,000円
	夏期湛水管理	県全域	麦類(大麦、小麦)、なたね	8,000円
	リビングマルチ	県全域	畑作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	水稲等	8,000円
	総合的病害虫防除・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔除草及び秋耕の実施	県全域	水稲	4,000円
	総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除	県全域	りんご、西洋なし、日本なし、もも、すもも、かき	8,000円
福島県	リビングマルチ	県全域	畑作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	水稲	8,000円
茨城県	フェロモン剤の導入と天敵昆虫の導入	県全域	ピーマン(施設に限る)	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	水稲	8,000円

## (平成26年度 特認取組一覧 つづき)

都道府県	取組の内容	対象地域	対象作物	10アール当たりの支援単価 (国と地方の合計)
栃木県	草生栽培	県全域	果樹・茶	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	全作物	8,000円
群馬県	リビングマルチ	県全域	畑作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹・茶	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	水稻	8,000円
埼玉県	リビングマルチ	県全域	畑作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹・茶	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	水稻	8,000円
千葉県	リビングマルチ	県全域	畑作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹・茶	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	水稻	8,000円
神奈川県	雑草による草生栽培	県全域	果樹(なし、ぶどう)	4,000円
	総合的病害虫・雑草管理(IPM)	県全域	施設野菜(促成・半促成トマト、半促成きゅうり、いちご)	8,000円
	リビングマルチ	県全域	畑作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹・茶	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	水稻	8,000円
山梨県	リビングマルチ	県全域	畑作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	全作物	8,000円
長野県	総合的病害虫・雑草管理にて取組む交信攪乱剤による害虫防除	県全域	りんご、もも、なし、キャベツ、レタス	8,000円
	リビングマルチ	県全域	畑作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	全作物	8,000円
静岡県	敷草用半自然草地の育成管理	県全域	茶	8,000円
	総合的病害虫・雑草管理と組み合わせた交信攪乱剤の導入	県全域	茶	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹	8,000円
新潟県	江の設置	県全域	水稻	4,000円
	リビングマルチ	県全域	畑作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹・茶	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	水稻等	8,000円



(平成26年度 特認取組一覧 つづき)

都道府県	取組の内容	対象地域	対象作物	10アール当たりの支援単価 (国と地方の合計)
富山県	冬期湛水管理	県全域	水稻等	8,000円
石川県	江の設置	県全域	水稻	4,000円
	リビングマルチ	県全域	畑作物	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	水稻等	8,000円
	総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔の機械除草及び長期中干し	県全域	水稻	4,000円
福井県	生き物緩衝地帯の設置	県全域	水稻	4,000円
	総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた魚毒性の低い除草剤1回施用+畦畔機械除草3回以上	県全域	水稻	4,000円
	中干延期	県全域	水稻	3,000円
	リビングマルチ	県全域	畑作物	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	水稻等	8,000円
岐阜県	リビングマルチ	県全域	畑作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹・茶	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	水稻	8,000円
愛知県	草生栽培	県全域	果樹・茶	8,000円
三重県	総合的病害虫・雑草管理(IPM)技術の実践	県全域	大豆、なし、カキ・カンキツ キャベツ・ナバナ いちご、茶	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹・茶	8,000円
滋賀県	炭の投入	県全域	全作物	5,000円
	総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた畦畔の人手除草および長期中干し	県全域	水稻	4,000円
	希少魚種等保全水田の設置	県全域	水稻	3,000円
	バンカープランツの植栽	県全域	野菜	8,000円
	在来草種の草生による天敵利用	県全域	果樹	4,000円
	水田の生態系に配慮した雑草管理	県全域	水稻	4,000円
	水田ピオトープ	県全域	水稻	4,000円
	IPM(総合的病害虫・雑草管理)の実践	県全域	大豆、露地野菜	4,000円
			施設野菜、果樹、茶	8,000円
	リビングマルチ	県全域	全作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹・茶	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	水田で栽培する作物	8,000円
	緩効性肥料の利用および長期中干し	県全域	水稻	4,000円
	緩効性肥料の利用および省耕起	県全域	大豆	4,000円
露地野菜			8,000円	



## (平成26年度 特認取組一覧 つづき)

都道府県	取組の内容	対象地域	対象作物	10アール当たりの支援単価 (国と地方の合計)
京都府	リビングマルチ	府全域	畑作物	8,000円
	草生栽培	府全域	果樹・茶	8,000円
	冬期湛水管理	府全域	水稲、大豆、小豆	8,000円
兵庫県	リビングマルチ	県全域	畑作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹・茶	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	全作物	8,000円
奈良県	総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた 交信攪乱剤の導入	県全域	なし及びかき	8,000円
	インセクタープラント(バンカープランツ)の導入	県全域	ナス(露地栽培)	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹・茶	8,000円
和歌山県	性フェロモン剤の導入	県全域	うめ、かき、もも	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹	8,000円
鳥取県	リビングマルチ	県全域	畑作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	全作物	8,000円
島根県	総合的病害虫・雑草管理(IPM)と組み合わせた 除草剤代替技術(本田の機械除草)による雑草 対策	県全域	水稲	4,000円
	リビングマルチ	県全域	全作物	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	全作物	8,000円
岡山県	リビングマルチ	県全域	畑作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹	8,000円
山口県	草生栽培	県全域	みかん、りんご、 ぶどう、かき	8,000円
	冬期湛水管理	周南市、下松市、 萩市	水稲、大豆	8,000円
徳島県	草生栽培	県全域	果樹	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	水稲、れんこん	8,000円
香川県	草生栽培	県全域	果樹	8,000円
愛媛県	草生栽培	県全域	かんきつ類	8,000円
	冬期湛水管理	西予市	水稲	8,000円



(平成26年度 特認取組一覧 つづき)

都道府県	取組の内容	対象地域	対象作物	10アール当たりの支援単価 (国と地方の合計)
高知県	土着天敵の温存利用技術	県全域	野菜類等	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	水稻	8,000円
福岡県	省耕起播種技術の導入	県全域	大豆、麦、なたね(搾油用)	3,000円
	総合的病害虫雑草管理(IPM)技術の導入	県全域	いちご、きゅうり(施設)、ねぎ(施設)、なす(施設)	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹・茶	8,000円
佐賀県	大豆の不耕起播種	県全域	全作物	3,000円
	リビングマルチ	県全域	全作物	8,000円
	草生栽培	県全域	全作物	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	全作物	8,000円
長崎県	総合的病害虫雑草管理(IPM)	県全域	長崎県IPM実践指標の対象作物	8,000円
	リビングマルチ	県全域	全作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	全作物	8,000円
熊本県	夏期の湛水管理	県全域(県内の野菜類等の栽培で湛水管理が可能な地域)	野菜類	8,000円
	リビングマルチ	県全域	全作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹・茶	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	全作物	8,000円
大分県	冬期湛水管理	県全域	水稻	8,000円
宮崎県	リビングマルチ	県全域	畑作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹・茶	8,000円
	冬期湛水管理	県全域	水稻	8,000円
	総合的病害虫・雑草管理(IPM)の実践	県全域	施設園芸品目(きゅうり、ピーマン、トマト(ミニトマト含む))	8,000円
鹿児島県	リビングマルチ	県全域	全作物	8,000円
	草生栽培	県全域	果樹・茶	8,000円



## 環境保全型農業直接支払交付金

### 1 対象農業者

- ・ 農業者(法人を含む)
- ・ 共同販売経理を行う集落営農
- ・ 農業者グループ



エコファーマー認定を受けていること、農業環境規範に基づく点検を行っていることが条件となります。ただし、共同販売経理を行う集落営農、導入指針が定められていない作物を栽培する農業者、有機農業に取り組む農業者については、エコファーマー認定に関する特例措置を利用することができます。

### 2 支援対象取組

対象取組については、化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで取り組む必要があります。

	対象取組	10アール当たりの支援単価 (国と地方の合計)
全国共通取組	カバークロープ	8,000円
	炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用	4,400円
	有機農業 (うちそば等雑穀・飼料作物)	8,000円 (3,000円)
地域特認取組	対象取組や支援単価は、承認を受けた都道府県により異なりますので、詳細については都道府県、市町村にお問い合わせください。	

### 問い合わせ先

地域	問い合わせ先	電話番号	地域	問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道農政事務所 農政推進課	011-642-5473	近畿	近畿農政局 生産技術環境課	075-414-9722
東北	東北農政局 生産技術環境課	022-221-6214	中国四国	中国四国農政局 生産技術環境課	086-224-4511
関東	関東農政局 生産技術環境課	048-740-0067	九州	九州農政局 生産技術環境課	096-211-9591
北陸	北陸農政局 生産技術環境課	076-232-4131	沖縄	沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653
東海	東海農政局 生産技術環境課	052-746-1313		農林水産省生産局農産部農業環境対策課	03-6744-0499

※ 環境保全型農業直接支払交付金の要綱・要領、申請様式、詳細なパンフレットは以下のアドレスに掲載していますのでご覧ください。本パンフレットについて不明な点がありましたら上記の問い合わせ先にお問い合わせください。

また、取組を行う上での詳細な要件等は、取組を行う場が所在する市町村にご確認ください。  
[http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen\\_type/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html) から「環境保全型農業直接支援対策」をクリック



## 環境保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行います

日本型直接支払制度のうち  
環境保全型農業直接支払交付金のご紹介

環境にやさしい農業がしたい



営農活動を通じて地域の生物を守りたい

化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行います

農林水産省







## 対策の目的

農業分野においても地球温暖化防止、生物多様性保全に積極的に貢献していくことが重要となっています。このため、農業者等が**化学肥料・化学合成農薬の5割低減**の取組とセットで、**地球温暖化防止**を目的とした、農地土壌への炭素貯留に効果の高い営農活動や**生物多様性保全**に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援を行います。

## 地球温暖化防止に効果の高い営農活動への支援

### 支援対象となる取組



**カバークロップの作付け**

5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取組



**堆肥の施用**(注1)

5割低減の取組の前後のいずれかに炭素貯留効果の高い堆肥(注2)を施用する取組

### 地域特認取組例(注3)



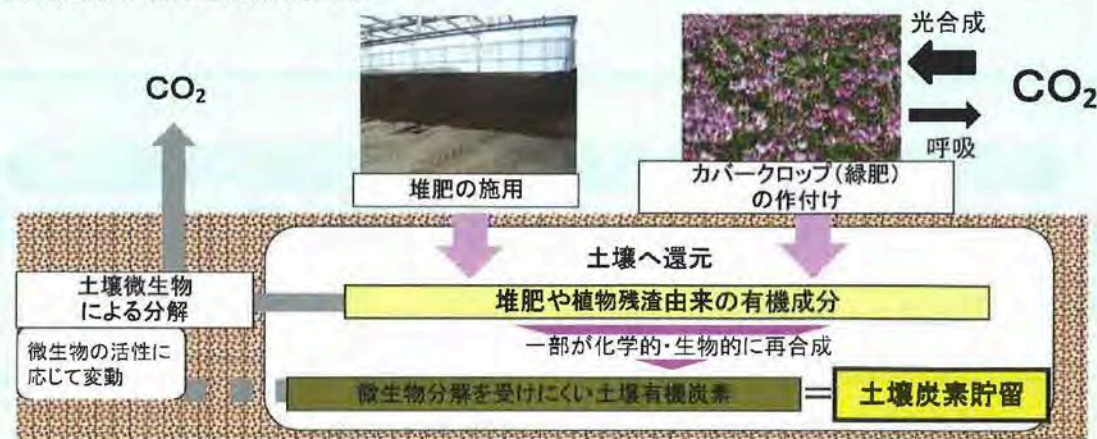
**リビングマルチ**

など

- (注1)堆肥の施用とは、「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」の取組  
 (注2)支援の対象となるためには、堆肥のC/N比が10以上であること等の要件があります。  
 (注3)地域特認取組は、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組です。対象となる地域特認取組については都道府県、市町村にお問い合わせください。

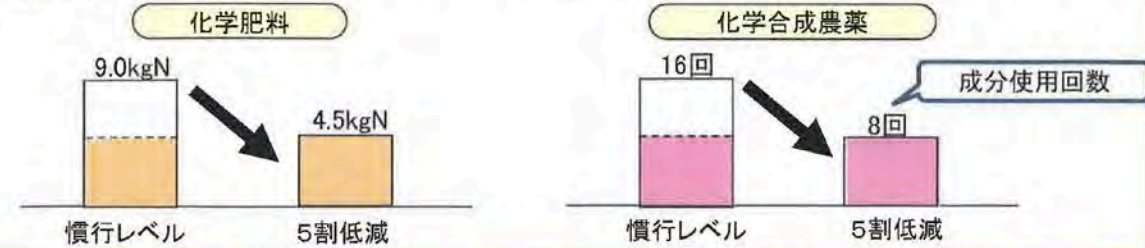
## これらの取組により、土壌中に炭素を貯留し地球温暖化防止に貢献

農地に還元されたカバークロップや堆肥の一部が土壌有機炭素となり、土壌中に貯留され、地球温暖化防止に貢献します。



## (参考)5割低減の取組について

支援対象となるには、化学肥料、化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い上記の営農活動等に取り組む必要があります。



## 生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援

### 支援対象となる取組



**有機農業**

### 地域特認取組例(注4)



**冬期湛水管理**

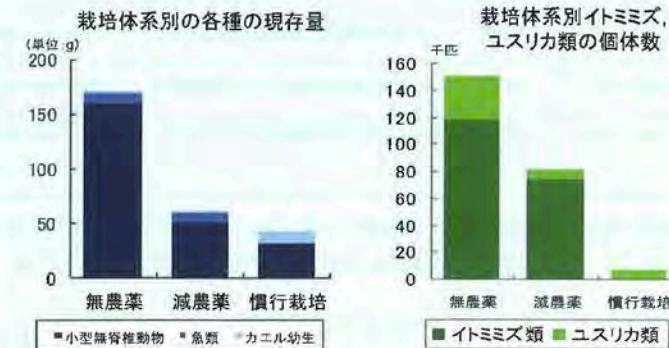
など

### 化学肥料・農薬を使用しない取組

- (注4)地域特認取組は、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組です。対象となる地域特認取組については都道府県、市町村にお問い合わせください。

## これらの取組により、生物の個体数を増加させるなど生物多様性保全に貢献

農薬を使用しない又は低減することや、農薬の削減と冬期湛水等の水管理を組み合わせることで生物の個体数が増加することが報告されています。



資料: コウノトリと共生する水田づくり支援事業 水田生物モニタリング報告書



